

(概要)

## 静岡県立静岡西高等学校元教諭による言動に関する 第三者調査委員会報告書概要及び対応

### 1 報告書の概要 (令和5年4月27日に第三者調査委員会より提出)

#### (1) 委員名簿

委員長 北川展子 (弁護士 島田みらい法律事務所)  
委員 岡端隆 (静岡大学教育学部教授)  
委員 青田直洋 (弁護士 岩山雅一法律事務所)

#### (2) 設置の目的

第三者調査委員会は、静岡県立静岡西高等学校の女子バスケットボール部に所属していた生徒の保護者から、元教諭が、平成30年から令和2年秋にかけて同部に所属する生徒に対して行った不適切な言動に関し、学校及び県教委が行った調査及び処分の適否について、調査、検証を求める嘆願書が提出されたことを受け、設置されたもの。

令和4年5月20日(金)から令和5年3月30日(木)までの間に、計13回の委員会を開催した。

#### (3) 元教諭の行為等についての事実認定

項目	指摘内容
事実認定の適否	県教委が処分の対象としなかった行為のうち、文部科学省の『運動部活動での指導のガイドライン』(以下「ガイドライン」)の示す「体罰等の許されない行為」に該当すると考えられる計8項目について、非違行為に該当すると認定できる。
県バスケットボール協会に対する圧力の有無	学校管理者が県バスケ協会の調査に影響を与えた事実は認められない。
調査の方法及び内容の適否	検討の前提として、「ガイドライン」の理解が不十分なまま、本件の調査、処分の検討が行われたことなど、調査の不足があった。
処分内容の適否	元教諭を訓告とした県教委の対応は不適切であると思料する。

#### (4) 第三者調査委員会からの提言

項目	提言内容
部活動指導について	<ul style="list-style-type: none"><li>・「ガイドライン」を周知し、理解を深めるべきこと</li><li>・生徒の人格形成の観点から指導目的、観点が共有されること</li><li>・部活動のオープン化とデータ記録化を進めるべきこと</li></ul>
発生事案への対応について	<ul style="list-style-type: none"><li>・否認事件など事実認定について専門的な知識を有する事案の処分を検討する際には、外部の知見を活用することが望ましいこと</li><li>・具体的な確認や広く目撃者から情報を収集することなど、より正確な事実の把握に努めること</li></ul>

学校管理体制の見直しについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体罰等の疑義が生じた際の、県教委と学校の役割分担、生徒や保護者等への説明のあり方を検討すべきこと</li> <li>・部活動指導を顧問等に任せきりにせず複合的な人間関係にもしっかり目を向けつつ監督すること</li> </ul>
----------------	---

(5) 終わりに

平成 26 年 5 月「体罰根絶全国共通ルールの制定について」、平成 30 年 3 月「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が通知されているにも関わらず、本事案が生じたことは、学校関係者、部活動指導に関わるすべての人に警鐘を鳴らすものである。

指導者は、生徒自身が練習の意味を考えられるような指導法の研鑽を積んでほしい。指導者は、生徒の考えや思いを大切にしながら指導することの大切さを忘れてはならない。

2 提言に対する県教育委員会の対応

項目	対応
部活動指導について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省のガイドラインを踏まえ、体罰や不適切な言動防止のためのガイドラインの作成</li> <li>・上記ガイドラインの内容をまとめた啓発資料を作成し、学校内外に配布</li> <li>・不祥事を他人事としない取組を、各校で研修内容を工夫して実施</li> <li>・学校体育団体等と連携して学校横断的に対策を実施</li> <li>・現在進めている部活動のオープン化とデータ記録化により、副次的に体罰等の許されない指導の抑止につなげる</li> <li>・有識者による指導・助言を得た上で、研修コンテンツを作成し、アンガーマネジメント研修を実施</li> </ul>
発生事案への対応について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・否認事案について、処分前に顧問弁護士等へ相談</li> <li>・上記に加え、常設の第三者調査委員会の臨時会を開催するなど、外部の知見の活用</li> </ul>
学校管理体制の見直しについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県教委は、学校と連携を密にし、上記ガイドライン、体罰や不適切な言動の実態調査などの結果を共有する。学校は、学校説明会、保護者会等において、関係者との共通理解を図る</li> <li>・学校は、県教委と連携を密にし、体罰又は体罰の発生する恐れがある場合に学校管理職がより適切な行動ができるよう、学校管理体制を見直す</li> </ul>

3 保護者のコメント（嘆願書提出者）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に3度、今回で4度目の処分となる教員に対し、学校や県教委が行った対応は心情的に到底納得できるものではないが、これは氷山の一角であると認識し、二度と同じ思いをする生徒・保護者がでないことを切に願います。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者委員会は、過去の3回という処分歴を書いてくれたし、報告書ももらったので、納得できた。ただ、事案が解決しないままに人事が行われることは違和感がある。今後は、この報告書をよい機会に捉えて改善してほしい。</li> </ul>